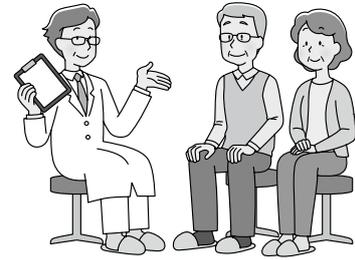


7月から町の各種健診を実施します



健診は健康づくりの第一歩です

■町の健診で自分の身体の状態をチェックしてみませんか

健診は、身体の状態を確認することができる大切な機会です。健診で生活習慣病の早期発見ができれば、病気の悪化を防ぐだけでなく医療費の節約にもつながります。町では、7月から町総合保健福祉センターで、特定健診、若者健診、後期高齢者健診などの各種健診を実施します。

■町が実施する健診について

●特定健診・若者健診

▼実施期間

7月3日(土)～9日(金)

▼対象者

本町の国民健康保険に加入している20～74歳までの人

▼個人負担金

10000円

▼健診内容

体格検査、血液検査、尿検査、血圧測定、心電図検査、医師の診察など

●後期高齢者健診

▼実施期間

8月20日(金)～23日(月)

▼対象者

75歳以上の人および一定の障がいがある65歳以上の後期高齢者

▼医療被保険者

個人負担金

▼8000円

▼健診内容

体格検査、血液検査、尿検査、血圧測定、心電図検査、医師の診察など

※各種健診と併せて「がん検診」

も実施しますが、検査の種類により対象年齢と個人負担金が異なります。

▼お申し込み先

町健康推進課窓口

※町公式ウェブサイト「住民健診について」ページからもお申し込みいただけます。

■新型コロナウイルスの影響による納付困難者を支援

新型コロナウイルスの影響による収入の減少などが生じた場合は、本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請および学生納付特例申請ができます。

▼対象者

次の①および②いずれにも該当する人

①令和2年2月以降に新型コロナウイルスウイルスの影響により収入が減少したこと

②令和2年2月以降の所得などの状況からみて、当年中の所得などが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になると見込まれること

▼対象期間

・免除特例

(令和元年度分) 令和2年2月分

～6月分

(令和2年度分) 令和2年7月分

～令和3年6月分

(令和3年度分) 令和3年7月分

～令和4年6月分(予定)

・学生納付特例

(令和元年度分) 令和2年2月分

～3月分

(令和2年度分) 令和2年4月分

～令和3年3月分

(令和3年度分) 令和3年4月分

～令和4年3月分

準備するもの

・免除特例申請の場合

国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書

・学生納付特例申請の場合

国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書、学生証のコピー

※申請に関する書類は日本年金機構ホームページよりダウンロードできます。

▼申請先・お問い合わせ先

町健康推進課

☎096-234-1113

・熊本東年金事務所

☎096-367-8144

【新型コロナ対策関連】 免除特例・学生納付特例



詳しくは住民生活課へお尋ねください

鳥獣被害

地域でイノシシの住みにくい環境づくりを



詳しくは農政課へお尋ねください

■鳥獣被害の原因は無意識にエサなどを提供する私たち自身

甲佐町有害鳥獣駆除隊の活躍もあり本町の駆除捕獲頭数は年々増えていますが、それ以上に鳥獣による農作物被害も増加傾向となっています。被害を抑えるためには、地域に住む一人一人の行動が大切です。

鳥獣被害の原因は、地域に「エサ」と「ひそみ場」が存在するためです。未収穫の果樹（柿や栗、みかんなど）や野菜、タケノコなどを放置したり、田畑に生い茂った雑草をそのままにしていたりすることは、イノシシなどにエサやひそみ場を無意識に提供していることとなります。つまり、被害の原因であるイノシシたちが住みやすい環境を作っているのは他ならぬ私たち自身ということになるのです。

■鳥獣被害対策は相手を知ることから始めましょう

鳥獣被害対策は身近なことから始めることができます。まずは、正しい知識を身につけましょう。集落にある鳥獣のエサには2種類あります。①食べられることが被害となるエサと、②収穫しないため食べられても困らないエサです。

私たちは、①の食べられると困るエサにばかり意識を向けてしまいがちですが、イノシシなどから見ればどちらもエサであり、私たちが「えづけ」をしていることに変わりありません。

イノシシなどが人里近くに現れるようになった要因の1つには、食べ物や隠れることができる「ひそみ場」などの快適な環境が地域に増えたことがあります。

鳥獣被害対策は、こうした「えづけ」を集落ぐるみで止めることが大切です。

▼お問い合わせ先

町農政課

☎096・234・1176

町農政課 ☎096-234-1176 (内線115)

グリーンカーテンコンテスト

■グリーンカーテンとは

「グリーンカーテン」とはゴーヤやアサガオなどのつる性の植物で作る緑のカーテンのことです。植物の葉によって日光を遮ることでできるほか、葉からの水分蒸散による周囲の温度を下げるため、省エネ効果が期待できます。

■グリーンカーテンコンテスト

▼目的

夏のエアコン使用を抑制するため、グリーンカーテンの設置を促進し、温室効果ガスの削減および省エネ行動への意識・啓発を図ります。

▼対象

令和3年4月以降に町内の住宅、事業所などに「グリーンカーテン」を設置した方

▼応募部門

・家庭部門（個人住宅・集合住宅）
・団体部門（町内企業、学校など）

▼募集期間

7月1日（木）～9月10日（金）※郵送は必着です。

▼提出物

グリーンカーテンの写真（4枚以内）、報告書（町公式ウェブサイトからダウンロードできます）

▼提出方法

写真に報告書を添えて、電子メール・郵便、または直接、町環境衛生課に提出してください。

▼審査

写真および報告書により、グリーンカーテンの育成の様子や工夫した点、効果などを審査します。

▼表彰

部門ごとに入賞作品を選定し、環境イベント「こうさ環境フェア2021（9月中旬開催予定）」において表彰します。入賞者には賞状と商品を贈ります。

▼お問い合わせ先

町環境衛生課
☎861・4605

甲佐町有安701甲佐町水道管理センター内

☎kankyou01@kosakumamot.jp

でに 適に テクニクを 力を 緑の 夏の 暑



昨年度の最優秀賞に輝いたゴーヤのカーテン

町環境衛生課 ☎096-234-1169